

お手軽な地震対策!! 25万円を上限に補助

地震による住宅の倒壊から生命を守るため、安全な空間を比較的安く簡単に確保できる**防災ベッド**や**木質耐震シェルター**の購入・設置にかかる費用の一部を助成します。各メニューにより対象となる条件が異なります。また、予定件数に達し次第、受付終了となります。設置等を検討される人は、都市計画課(市役所本館2館)へご相談ください。

防災ベッドとは・・・

金属製のフレームなどでベッドの上部を覆い、ベッド内の人を保護し就寝中の安全などを確保するものです。

木質耐震シェルターとは・・・

住宅内の一部に木材等で強固な箱型の空間(シェルター)を作り、安全を確保するものです。

▼ひょうご住まいの耐震化促進事業

図都市計画課 ☎43-5227

支援対策	内容
防災ベッド等設置促進事業 (購入・設置費30万円前後～) ※参考例 木質耐震シェルター設置の場合は、個人負担は2万円	◆対象となる費用 昭和56年5月以前着工の住宅で、耐震診断で安全性が低いと診断された戸建住宅での、防災ベッドや、木質耐震シェルター設置費の補助 ◆補助額 上限25万円(購入・設置費相当額まで) ※簡易耐震診断が必要となります ※条件で補助額が異なる場合があります
住宅建替補助 ※今年度は予定件数に達したため、受付終了しました	◆対象となる費用 昭和56年5月以前着工の住宅で、耐震診断で安全性が低いと診断された戸建住宅を安全な住宅に建て替える場合 ◆補助額 100万円 ※簡易耐震診断が必要となります ※住宅除却後の補助金申請は受けられません
簡易耐震診断(無料)	市が派遣した登録診断員が住宅の耐震性を評価します。 ◆対象住宅 昭和56年5月以前着工の住宅
住宅耐震改修計画策定費補助	◆補助率等 補助率2/3、補助限度額20万円
住宅耐震改修工事費補助	◆補助額 改修工事費に応じて段階的に補助があります(最大100万円) ※南あわじ市から補助金が加算される場合があります(最大30万円)
部分型耐震化補助 ・簡易耐震改修工事費補助 ・シェルター型工事費補助 ・屋根軽量化工事費補助	◆対象となる費用 安価で簡易な手段により人命を保護する対策としての費用 ◆補助額 50万円(定額)

～ 新しい夢の『はじまり』を創るために ～

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!



お気軽にご相談を...

松井開発運輸株式会社

検索

※お見積りは無料です

南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078

広告

人権擁護委員の交代



▲左から前川さん、瀧本さん、山崎さん、関口さん

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、市民の人権を守るため民間のボランティアとして活躍をされています。市民の皆様から人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いや法務局職員と協力し、人権侵害による被害者の救済、人権意識高揚のための啓発活動等を行われています。市内には現在9人の委員が活動をされており、このたび瀧本幸男さん(八木)、前川あけみさん(榎列)の任期満了を受け、関口貞子さん(志

知)、山崎昌広さん(榎列)が委嘱されました。

10月20日、神戸地方法務局洲本支局長から新任の関口さんと山崎さんに法務大臣委嘱状が、退任された瀧本さん、前川さんへ法務大臣感謝状がそれぞれ伝達されました。委員の任期は平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年です。

◆人権擁護委員の任期満了に伴う交代は次の通りです
 退任 瀧本幸男さん(八木)
 退任 前川あけみさん(榎列)
 新任 関口貞子さん(志知)
 新任 山崎昌広さん(榎列)

暴力追放・安全安心なまちづくり

安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して「暴力追放・安全安心なまちづくり市民大会」が10月8日、市役所第2別館多目的ホールで開催され、防犯に功労のあった人たちに表彰状が贈られました。受賞者は次のとおり(順不同)

- ◆南あわじ防犯協会表彰
 柏木 公子さん(松帆)
 波戸崎直弘さん(福良)
 鷲谷 政次さん(湊)
 山口 勉さん(松帆)
- ◆南あわじ市民の警察官「ゆづりは賞」表彰
 小林 正さん(刑事生活安全課)
 井内 和男さん(地域課)



▲暴力追放・安全安心なまちづくり市民大会

今月の納税

固定資産税……………【4期】

国民健康保険税……………【5期】

納期限 **11月30日(水)**

《納期内に忘れず納付しましょう》

●便利なコンビニでの納付

市税はコンビニで納付することができます。ご自宅、勤務先の近くのコンビニで、土日・祝日を問わず、24時間いつでも納付できますので、大変便利です。
 ※納税額が30万円を超える場合はコンビニ納付はできません

●安心・便利・確実な口座振替

市税は口座振替で納付することができます。手続きをすれば、納付のたびに金融機関等に行く必要がなく、納め忘れがありませんので、大変便利です。
 ※預貯金通帳と届出印を持参の上、市内の金融機関(郵便局含む)または市役所税務課で手続きをしてください

●納税が困難な場合はお早めの納税相談を!

病気になったり、失業したり、災害や盗難にあたり、事業で大きな損失を受けたり、予期しないことで収入が著しく少なくなったために、どうしても納期限までに納付ができないような場合は、お早めに納付方法等についてご相談ください。

納税相談では、納税が困難になった原因、税金の負担能力、家庭の現状をお伺いさせていただき、分割して計画的に納付することや、納付時期を延ばしたりすることも提案させていただきます。

納税についてのご相談がありましたら、市役所税務課へお早めにお越しください。

図税務課 ☎43-5213